

介護予防・日常生活支援総合事業のサービス価格の改定について

介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業のうち、訪問介護相当サービスおよび通所介護相当のサービス価格については、「国が定める額」を勘案して、市町村が定めることとされています。

今回、「国が定める額」が改定されたことを踏まえ、本市ではこの考え方を基本として、サービス価格の改定を行います。

1 改定内容

(1) 横浜市訪問介護相当サービス

サービス内容略称	算定単位	
	改定前	改定後
介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)	所定単位数の 24/1,000

(2) 横浜市通所介護相当サービス

サービス内容略称	算定単位	
	改定前	改定後
介護職員等ベースアップ等支援加算	(新設)	所定単位数の 11/1,000

2 実施予定時期

令和4年10月1日